事 務 連 絡 平成18年 8月 4日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課 輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について (タイ産 WINGED BEAN 及びその加工品)

平成18年度輸入食品等モニタリング計画については、平成18年3月31日付け食安輸発第0331006号(最終改正:平成18年6月16日付け食安輸発第0616002号)に基づき実施しているところです。

今般、検疫所のモニタリング検査の結果、タイ産生鮮 WINGED BEAN において 食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反 の蓋然性を判断する目的で、下記の検査項目に係るモニタリング検査の頻度を50 %に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願いします。

記

- 1 対象食品 タイ産 WINGED BEAN 及びその加工品(簡易な加工に限る。)
- 2 検査項目 残留農薬

(違反事例)

- 1. 品 名: 生鮮 WINGED BEAN
- 2. 生産国:タイ
- 3. 検査結果:フェンプロパトリン 0.23ppm (基準:0.01ppm)
- 4. 検 疫 所:名古屋検疫所中部空港検疫所支所

(届出受付番号:第54000797510号1欄)

5. 輸入者:美味商事株式会社